

一般競争入札公告

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成29年7月5日

鹿島地方事務組合管理者 保立 一 男

1 入札対象工事

- (1) 工事番号 鹿島地方事務組合公告第26号
- (2) 工事名 空気調和機（3階中央制御室系統）更新工事
- (3) 工事業種 管工事
- (4) 工事場所 鹿嶋市大字平井2264番地 広域鹿嶋RDFセンター
- (5) 工事概要 仕様書による
管工事 N=1式
- (6) 工期 契約締結の翌日から 90日間
- (7) 予定価格 金5,270,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く）

2 入札参加形態 単体

3 入札参加資格

- (1) 公告日現在において、平成29・30年度鹿嶋市建設工事等入札参加資格者名簿の管工事、または平成29・30年度神栖市競争入札参加資格者名簿の管工事に登載され管工事に係る総合点を有していること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により対象工事に係る許可を有し、同法第27条の23に規定する経営事項の審査を受けている者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく鹿嶋市、神栖市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 入札（開札）執行日において、鹿嶋市、神栖市の契約事務に関する規程に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者及び茨城県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (6) 建設業法第19条の2に規定する現場代理人を専任配置するとともに、管工事について、同法第26条に規定する技術者を適正に配置すること。なお、技術者にあつては、2級管工事施工管理技士以上の国家資格又は管工事に対し主任技術者となりうる一定期間の実務経験を有するもので、引き続き3ヶ月以上の雇用関係がある者を適正に配置できること。
- (7) 公告日現在において、神栖市もしくは鹿嶋市内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）、又は建設業法に基づく従たる営業所（支店等）を有すること。
- (8) 神栖市、鹿嶋市に営業所等を有するものは、市納税義務に対し完納していること。

4 設計図書の閲覧及び貸出

(1) 場 所 広域鹿嶋RDFセンター（鹿嶋市大字平井2264番地） Tel0299-90-7220

(2) 期 間 公告日から平成29年7月24日（月）

※午前9時から午後5時（土、日曜日及び祝日を除く）

貸出については、必ず電話による事前予約及び時間を確認すること。

(3) 設計図書に対する質問及び回答

ア 受付期間 公告日から平成29年7月18日（火）午後5時までとする。

イ 受付方法 質問書（様式 任意）により、広域鹿嶋RDFセンターに持参又はFAX（FAX 番号 0299-90-7255、到着を必ず確認）による。

ウ 回 答 質問があった場合の回答は、平成29年7月19日（水）に設計図書閲覧場所及び鹿島地方事務組合組合ホームページに掲載する。

<http://www.kcj.or.jp/topics4.htm>

5 入札方法等

(1) 入札方法： 持参のみ

(2) 入札書： 指定入札書による。

ア 入札書取得方法

(ア) 鹿島地方事務組合ホームページ 入札・契約情報からダウンロードすること。

(イ) 鹿島地方事務組合総務課（神栖市居切660番地3）において配布

イ 入札書記載金額

入札書には、入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載すること。

(3) 入札用封筒： 任意とする。

(4) 鹿島地方事務組合財務規則等関係法令及び神栖市建設工事及び委託業務等の契約事務に関する規程を遵守すること。

(5) 工事費内訳書： 指定様式のとおり（組合ホームページ公告一覧からダウンロード可能。）とし、入札書に同封すること。入札者の商号又は名称及び氏名を記入し、押印すること。

6 入札（開札）

(1) 入札（開札）日時 平成29年7月25日（火）午後2時00分

(2) 入札（開札）場所 神栖市居切660番地3
公設鹿島地方卸売市場 会議室

7 落札候補者の決定方法

(1) 開札後、落札決定を保留した上で、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格の申込をした者を落札候補者とする。

(2) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者及びその順位以降の者（以下「次順位者」という。）を決定する。

- (3) 落札候補者の価格が、神栖市建設工事及び委託業務等の契約事務に関する規程の低価格入札に該当する価格の場合は、調査を実施し、対応する。

※神栖市建設工事低入札価格調査実施要領の概要については下記URLから参照できます。

URL：<http://www.city.kamisui.ibaraki.jp/secure/6677/nsk230616.pdf>

8 入札参加資格を証明する書類の提出

落札候補者は、次のとおり、一般競争入札参加資格証明書類を提出しなければならない。

- (1) 提出期限 入札日を含め2日以内
- (2) 提出場所 鹿島地方事務組合総務課
- (3) 提出方法 持参
- (4) 提出書類 ①一般競争入札参加資格審査申請書
申請書の現場代理人選任については、神栖市建設工事執行規則を遵守すること。
②資格者証の写し
③建設業許可の写し
④雇用を証明する書類の写し
⑤最新の経営事項審査結果通知書の写し
⑥営業所等が神栖市、鹿嶋市内にあることが確認できる書類

9 落札者の決定

- (1) 入札参加資格を証明する書類により、落札候補者の資格審査を行い、その結果、入札参加資格があると認められる者を落札者に決定する。
- (2) 入札参加資格審査の結果、入札参加資格がないと認められた場合には、次順位者を落札候補者とし、この者につきあらためて入札参加資格の審査を行い、落札者が決定するまで行う。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

11 支払条件

- (1) 前金払 無
- (2) 部分払 無

12 入札の無効

- (1) 一般的事項
 - ア 参加資格のない者の入札書
 - イ 指定した提出方法で提出されない入札書
 - ウ 同一人がした2通以上の入札書
 - エ 封筒と記載事項が相違した入札書
 - オ 記名、押印の無い者のした入札書
 - カ 入札について、不正な行為があったと認められるとき。

キ 事後審査に必要な書類を期限までに提出しないとき。

(2) 工事費内訳書の提出が義務付けられている場合

ア 入札書同封の封筒に工事費内訳書が同封されていないとき。

イ 入札書及び工事費内訳書の記載事項が相違するとき。

ウ 入札書記載の入札金額と工事費内訳書の合計金額が相違するとき。

エ 指定された書式の工事費内訳書を使用しないとき。

1.3 その他

(1) 契約にあたっては、契約書の作成を要する。

(2) 最低制限価格は設定していない。

(3) 事務の都合上、入札参加予定者を把握したいので、入札参加希望者は前日までに下記に連絡してください。(連絡が無くても入札は可能です。)

(4) その他の詳細不明の点については、下記に照会のこと。

連絡先：鹿島地方事務組合総務課（電話 0299-90-1186）